

金融検査マニュアル（預金等受入金融機関に係る検査マニュアル）新旧対照表

現行	改定案
経営管理（ガバナンス）態勢－基本的要素－の確認検査用チェックリスト	経営管理（ガバナンス）態勢－基本的要素－の確認検査用チェックリスト
<p>【検証ポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融機関における業務の健全性及び適切性を確保し、信用の維持及び預金者等の保護を確保するとともに金融の円滑を図るために、適切な経営管理（ガバナンス）のもと、当該金融機関の業務の全てにわたる法令等遵守、顧客保護等の徹底及び各種リスクの的確な管理が行われる必要がある。 <p>(以下略)</p>	<p>【検証ポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融機関における業務の健全性及び適切性を確保し、信用の維持及び預金者等の保護を確保するとともに金融の円滑を図るために、適切な経営管理（ガバナンス）のもと、経営相談・経営指導等をはじめとした金融仲介機能の発揮、当該金融機関の業務の全てにわたる法令等遵守、顧客保護等の徹底及び各種リスクの的確な管理が行われる必要がある。 <p>(以下略)</p>
<p>I. 代表取締役、取締役及び取締役会による経営管理（ガバナンス）態勢の整備・確立状況</p> <p>1. 経営方針等の策定</p> <p>①～② (略) (新設)</p> <p>③ 【内部管理基本方針の整備・周知】 (略)</p> <p>④ 【戦略目標の整備・周知】 (略) (新設)</p> <p>⑤ 【各リスク管理方針等の整合性・一貫性の確認】 (略)</p> <p>2. 取締役・取締役会の役割・責任</p> <p>① 【取締役・代表取締役の役割・責任】</p> <p>(i) 取締役は、当該金融機関に適用される各種法令等の概要、顧客の保護及び利便の向上、当該金融機関が有する各種リスクの特性の概要及びリスク管理の重要性を理解し、法令等遵守、顧客保護等及びリスク管理を経営上の重要課題の一つとして位置付けているか。また、法令等遵守、顧客保護等及びリスク管理の徹底における監査役の監査、内部監査、外部監査の重要性を認識しているか。</p>	<p>I. 代表取締役、取締役及び取締役会による経営管理（ガバナンス）態勢の整備・確立状況</p> <p>1. 経営方針等の策定</p> <p>①～② (略) ③ 【経営方針・経営計画等と金融機関に求められる役割】 取締役会は、経営方針・経営計画等について、信用の維持及び預金者等の保護を確保するとともに金融の円滑を図るという金融機関の役割を踏まえた内容としているか。</p> <p>④ 【内部管理基本方針の整備・周知】 (略)</p> <p>⑤ 【戦略目標の整備・周知】 (略) ⑥ 【金融円滑化管理方針との整合性・一貫性の確保】 取締役会は、当該金融機関全体の戦略目標を踏まえ、金融円滑化管理方針について、整合性・一貫性を確認した上で定めているか。</p> <p>⑦ 【各リスク管理方針等の整合性・一貫性の確認】 (略)</p> <p>2. 取締役・取締役会の役割・責任</p> <p>① 【取締役・代表取締役の役割・責任】</p> <p>(i) 取締役は、経営相談・経営指導等をはじめとした金融円滑化の推進、当該金融機関に適用される各種法令等の概要、顧客の保護及び利便の向上、当該金融機関が有する各種リスクの特性の概要及びリスク管理の重要性を理解し、金融円滑化、法令等遵守、顧客保護等及びリスク管理を経営上の重要課題の一つとして位置付けているか。また、金融円滑化、法令等遵守、顧客保護等及びリスク管理の徹底における監査役の監査、内部監査、外部監査の重要性を認識しているか。</p>

金融検査マニュアル（預金等受入金融機関に係る検査マニュアル）新旧対照表

現行	改定案
<p>(ii) (略)</p> <p>(iii) 代表取締役は、例えば、年頭所感や支店長会議等の機会において、法令等遵守、顧客保護等及びリスク管理に対する取組姿勢を役職員に対し積極的に明示する等、当該金融機関としての法令等遵守、顧客保護等及びリスク管理に対する取組姿勢を役職員に理解させるための具体的な方策を講じているか。</p>	<p>(ii) (略)</p> <p>(iii) 代表取締役は、例えば、年頭所感や支店長会議等の機会において、経営相談・経営指導等をはじめとした金融円滑化、法令等遵守、顧客保護等及びリスク管理に対する取組姿勢を役職員に対し積極的に明示する等、当該金融機関としての金融円滑化、法令等遵守、顧客保護等及びリスク管理に対する取組姿勢を役職員に理解させるための具体的な方策を講じているか。</p>
<p>②【代表取締役に対する牽制】</p> <p>取締役は、業務執行に当たる代表取締役の独断専行を牽制・抑止し、適切な業務執行を実現する観点から、取締役会において実質的議論を行い、業務執行の意思決定及び業務執行の監督の職責を果たしているか。</p> <p>例えば、融資の決裁手続において、一定条件を超える重要な融資の決裁に関しては、代表取締役が独断で行うことなく、取締役会等の決定事項とする等、牽制態勢の整備に関する意思決定を行い、具体的な方策を講じているか。</p> <p>また、例えば、取締役会規則において、法令等遵守、顧客保護等及びリスク管理に関する事項のうち、当該金融機関の経営にとって重大な影響があるものを取締役会の専決事項とした上、重大性の判断を代表取締役に委ねない等の態勢となっているか。</p>	<p>②【代表取締役に対する牽制】</p> <p>取締役は、業務執行に当たる代表取締役の独断専行を牽制・抑止し、適切な業務執行を実現する観点から、取締役会において実質的議論を行い、業務執行の意思決定及び業務執行の監督の職責を果たしているか。</p> <p>例えば、融資の決裁手続において、一定条件を超える重要な融資の決裁に関しては、代表取締役が独断で行うことなく、取締役会等の決定事項とする等、牽制態勢の整備に関する意思決定を行い、具体的な方策を講じているか。</p> <p>また、例えば、取締役会規則において、経営相談・経営指導等をはじめとした金融円滑化、法令等遵守、顧客保護等及びリスク管理に関する事項のうち、当該金融機関の経営にとって重大な影響があるものを取締役会の専決事項とした上、重大性の判断を代表取締役に委ねない等の態勢となっているか。</p>
<p>③～④ (略)</p>	<p>③～④ (略)</p>
<p>3. 組織体制の整備</p> <p>①～② (略)</p> <p>③【金融機関全体の情報の集約及び分析・検討等】</p> <p>(i) 取締役会等は、当該金融機関の内部及び外部から、法令等遵守、顧客保護等及びリスク管理に関し、経営管理上必要となる情報を適時に取得する態勢を整備しているか。</p> <p>例えば、各部門の管理者に対し、一定の事項を定めて定期的に又は必要に応じて随時、報告をさせる等の方法や、システム上で各部門の管理する情報を取締役・監査役が閲覧できるようにする方法等により、取締役会等へ情報の伝達及び報告がなされる態勢を整備しているか。</p>	<p>3. 組織体制の整備</p> <p>①～② (略)</p> <p>③【金融機関全体の情報の集約及び分析・検討等】</p> <p>(i) 取締役会等は、当該金融機関の内部及び外部から、経営相談・経営指導等をはじめとした金融円滑化、法令等遵守、顧客保護等及びリスク管理に関し、経営管理上必要となる情報を適時に取得する態勢を整備しているか。</p> <p>例えば、各部門の管理者に対し、一定の事項を定めて定期的に又は必要に応じて随時、報告をさせる等の方法や、システム上で各部門の管理する情報を取締役・監査役が閲覧できるようにする方法等により、取締役会等へ情報の伝達及び報告がなされる態勢を整備しているか。</p>
<p>(ii) (略)</p> <p>(iii) 議事録は、原資料と併せて、取締役会等に報告された内容（リスク管理の実態、法令等遵守及び顧客保護等の問題点のほか、不正行為やトラブル等の報告を含む。）や、取締役会等の承認・決定の内容（取締役会等の議論の経過及び議論の内容を含む。）等、議案及び議事の内容の詳細が確認できるものとなっているか。また、原資料は、議事録と同期間保存及び管理しているか。</p>	<p>(ii) (略)</p> <p>(iii) 議事録は、原資料と併せて、取締役会等に報告された内容（経営相談・経営指導等をはじめとした金融円滑化、リスク管理の実態、法令等遵守及び顧客保護等の問題点のほか、不正行為やトラブル等の報告を含む。）や、取締役会等の承認・決定の内容（取締役会等の議論の経過及び議論の内容を含む。）等、議案及び議事の内容の詳細が確認できるものとなっているか。また、原資料は、議事録と同期間保存及び管理しているか。</p>
<p>(iv) (略)</p> <p>④ (略)</p>	<p>(iv) (略)</p> <p>④ (略)</p>

金融検査マニュアル（預金等受入金融機関に係る検査マニュアル）新旧対照表

現行	改定案
<p>⑤【子会社等に関する管理態勢】 取締役会等は、子会社等の業務の規模・特性に応じ、子会社等の業務運営を適正に管理し、金融機関の子会社等が行う業務が法令等遵守、顧客保護等及びリスク管理の観点から適切なものとなるような措置を講じているか。また、当該金融機関と子会社等との取引が弊害防止措置の遵守やアームズ・レンゲス・ルールの遵守の観点から、適切なものとなるよう措置を講じているか。</p>	<p>⑤【子会社等に関する管理態勢】 取締役会等は、子会社等の業務の規模・特性に応じ、子会社等の業務運営を適正に管理し、金融機関の子会社等が行う業務が経営相談・経営指導等をはじめとした金融円滑化、法令等遵守、顧客保護等及びリスク管理の観点から適切なものとなるような措置を講じているか。また、当該金融機関と子会社等との取引が弊害防止措置の遵守やアームズ・レンゲス・ルールの遵守の観点から、適切なものとなるよう措置を講じているか。</p>
<p>⑥【法令等遵守、顧客保護等、リスク管理等の重視】 取締役会等は、営業推進部門等を過度に重視するのではなく、法令等遵守、顧客保護等、統合的リスク管理、各リスク管理、内部監査を重視する具体的方策を実施しているか。例えば、これらの業務に従事する職員につき、業績評価・人事考課上、公平に位置付け、その戦略上の重要性に鑑み適切な評価を与える態勢を整備しているか。</p> <p>⑦ (略)</p>	<p>⑥【金融円滑化、法令等遵守、顧客保護等、リスク管理等の重視】 取締役会等は、営業推進部門等を過度に重視するのではなく、経営相談・経営指導等をはじめとした金融円滑化、法令等遵守、顧客保護等、統合的リスク管理、各リスク管理、内部監査を重視する具体的方策を実施しているか。例えば、これらの業務に従事する職員につき、業績評価・人事考課上、公平に位置付け、その戦略上の重要性に鑑み適切な評価を与える態勢を整備しているか。</p> <p>⑦ (略)</p>
<p>4. 【モニタリング及び見直し】 取締役会は、定期的に又は必要に応じて隨時、業務運営の状況及び金融機関が直面するリスクの報告を受け、必要に応じて調査等を実施させた上で、経営方針、経営計画、内部管理基本方針、戦略目標、統合的リスク管理方針、各リスク管理方針、法令等遵守方針、顧客保護等管理方針その他の方針の有効性・妥当性及びこれらに則った当該金融機関全体の態勢の実効性を検証し、適時に見直しを行っているか。</p>	<p>4. 【モニタリング及び見直し】 取締役会は、定期的に又は必要に応じて随时、業務運営の状況及び金融機関が直面するリスクの報告を受け、必要に応じて調査等を実施させた上で、経営方針、経営計画、内部管理基本方針、戦略目標、金融円滑化管理方針、統合的リスク管理方針、各リスク管理方針、法令等遵守方針、顧客保護等管理方針その他の方針の有効性・妥当性及びこれらに則った当該金融機関全体の態勢の実効性を検証し、適時に見直しを行っているか。</p>
<p>II. 内部監査態勢の整備・確立状況</p> <p>1. 取締役会及び取締役会等による内部監査態勢の整備・確立</p> <p>(1) 方針の策定</p> <p>①【取締役の役割・責任】 取締役は、業務の規模・特性、業務に適用される法令等の内容及びリスク・プロファイルに応じた実効性ある内部監査態勢を整備することが、適切な法令等遵守、顧客保護等及びリスク管理に必要不可欠であることを十分に認識しているか。</p> <p>特に、内部監査の担当取締役は、当該金融機関の内部監査態勢の状況を的確に認識し、適正な内部監査態勢の整備・確立に向けた方針及び具体的な方策を検討しているか。</p> <p>② (略)</p>	<p>II. 内部監査態勢の整備・確立状況</p> <p>1. 取締役会及び取締役会等による内部監査態勢の整備・確立</p> <p>(1) 方針の策定</p> <p>①【取締役の役割・責任】 取締役は、業務の規模・特性、業務に適用される法令等の内容及びリスク・プロファイルに応じた実効性ある内部監査態勢を整備することが、経営相談・経営指導等をはじめとした金融円滑化、適切な法令等遵守、顧客保護等及びリスク管理に必要不可欠であることを十分に認識しているか。</p> <p>特に、内部監査の担当取締役は、当該金融機関の内部監査態勢の状況を的確に認識し、適正な内部監査態勢の整備・確立に向けた方針及び具体的な方策を検討しているか。</p> <p>② (略)</p>

金融検査マニュアル（預金等受入金融機関に係る検査マニュアル）新旧対照表

現行	改定案
<p>(2) 規程・組織体制の整備 ①～② (略) ③【内部監査計画の整備】 (i) 取締役会等は、被監査部門等における法令等遵守、顧客保護等及びリスク管理の状況を把握した上、頻度及び深度等に配慮した効率的かつ実効性のある内部監査の計画（以下「内部監査計画」という。）を内部監査部門又は内部監査部門長に策定させ、その重点項目を含む基本的事項を承認しているか。また、取締役会等は、内部監査計画が必要に応じて随時追加的な監査が可能なものとなっていることを確認した上で、これを承認しているか。 (ii) (略) ④ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2. 内部監査部門の役割・責任 ① (略) ②【内部監査計画の策定】 内部監査部門は、被監査部門等における法令等遵守、顧客保護等及びリスク管理の状況を把握した上、頻度及び深度等に配慮した効率的かつ実効性のある内部監査計画を立案し、重点項目を含む基本的事項について取締役会等の承認を受けているか。また、子会社等の業務について、法令等に抵触しない範囲で監査対象としているか。内部監査の対象とできない子会社等の業務並びに外部に委託した業務については、当該業務の所管部門等による管理状況等を監査対象としているか。 ③～④ (略)</p> <p>3. 評価・改善活動</p> <p>III. ~IV. (略)</p>	<p>(2) 規程・組織体制の整備 ①～② (略) ③【内部監査計画の整備】 (i) 取締役会等は、被監査部門等における経営相談・経営指導等をはじめとした金融円滑化、法令等遵守、顧客保護等及びリスク管理の状況を把握した上、頻度及び深度等に配慮した効率的かつ実効性のある内部監査の計画（以下「内部監査計画」という。）を内部監査部門又は内部監査部門長に策定させ、その重点項目を含む基本的事項を承認しているか。また、取締役会等は、内部監査計画が必要に応じて随時追加的な監査が可能なものとなっていることを確認した上で、これを承認しているか。 (ii) (略) ④ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2. 内部監査部門の役割・責任 ① (略) ②【内部監査計画の策定】 内部監査部門は、被監査部門等における経営相談・経営指導等をはじめとした金融円滑化、法令等遵守、顧客保護等及びリスク管理の状況を把握した上、頻度及び深度等に配慮した効率的かつ実効性のある内部監査計画を立案し、重点項目を含む基本的事項について取締役会等の承認を受けているか。また、子会社等の業務について、法令等に抵触しない範囲で監査対象としているか。内部監査の対象とできない子会社等の業務並びに外部に委託した業務については、当該業務の所管部門等による管理状況等を監査対象としているか。 ③～④ (略)</p> <p>3. (略)</p> <p>III. ~IV. (略)</p>